

平成 29 年第 5 回にかほ市議会定例会会議録（第 4 号）

1、本日の出席議員（ 18 名 ）

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 春 男	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	10 番	佐々木 弘 志
11 番	佐々木 平 嗣	12 番	小 川 正 文
13 番	伊 東 温 子	14 番	鈴 木 敏 男
15 番	佐々木 正 明	16 番	宮 崎 信 一
17 番	加 藤 照 美	18 番	佐 藤 元 衛
19 番	佐 藤 文 昭	20 番	菊 地 衛

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 藤 谷 博 之 班長兼副主幹 加 藤 潤
主 事 土 井 絵里香

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	佐 藤 正 春
財 務 部 長	佐 藤 次 博	市 民 福 祉 部 長	齋 藤 隆
農 林 水 産 建 設 部 長	佐 藤 均	商 工 観 光 部 長 (地方創生政策監)	佐 藤 克 之
教 育 次 長	浅 利 均	ガ ス 水 道 局 長	小 松 幸 一
消 防 長 ・ 消 防 署 長	本 間 徳 之	会 計 管 理 者	佐々木 善 博
総 務 部 総 務 課 長	佐 藤 喜 仁	企 画 課 長	佐々木 俊 哉
財 政 課 長	佐々木 俊 孝	会 計 課 長	加 藤 淳 子
市 民 課 長	須 田 美 奈	生 活 環 境 課 長	佐 藤 正 穂
教 育 総 務 課 長	池 田 昭 一	学 校 教 育 課 長	木 谷 玲 子

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第 4 号

平成 29 年 9 月 8 日（金曜日）午前 10 時開議

- 第 1 報告第 2 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 2 報告第 3 号 継続費精算報告書の報告について
- 第 3 議案第 59 号 にかほ市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 61 号 財産の処分について
- 第 5 議案第 62 号 物品の取得について
- 第 6 議案第 63 号 にかほ市過疎地域自立促進計画の策定について
- 第 7 議案第 64 号 平成 28 年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第 65 号 平成 28 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第 66 号 平成 28 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第 10 議案第 67 号 平成 28 年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 議案第 68 号 平成 28 年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 議案第 69 号 平成 28 年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 13 議案第 70 号 平成 28 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 14 議案第 71 号 平成 28 年度にかほ市ガス事業会計決算認定について
- 第 15 議案第 72 号 平成 28 年度にかほ市水道事業会計決算認定について
- 第 16 議案第 73 号 平成 29 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 第 17 議案第 74 号 平成 29 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 2 号）について
- 第 18 議案第 75 号 平成 29 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 19 議案第 76 号 平成 29 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 20 議案第 77 号 平成 29 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 21 議案第 78 号 工事請負契約の締結について
- 第 22 議案第 79 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 23 議案第 80 号 財産の処分について
- 第 24 議案第 81 号 平成 29 年度にかほ市一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 25 一般会計決算特別委員会の設置
- 第 26 一般会計予算特別委員会の設置
- 第 27 議案及び陳情の付託

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第 4 号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、報告第2号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について及び日程第2、報告第3号継続費精算報告書の報告についての報告2件、日程第3、議案第59号にかほ市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について及び日程第4、議案第61号財産の処分についてから日程第24、議案第81号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についてまでの議案22件、計24件を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は自席で行ってください。

はじめに、報告第2号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について及び報告第3号継続費精算報告書の報告についての2件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで報告第2号及び第3号の質疑を終わります。

次に、議案第59号にかほ市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について及び議案第61号財産の処分についてから議案第63号にかほ市過疎地域自立促進計画の策定についてまで4件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第59号及び議案第61号から議案第63号まで4件の質疑を終わります。

次に、議案第64号平成28年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。14番鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 本議案については、二つばかりお尋ねいたします。いずれも基金の件でございます。

決算書の401ページの財政調整基金についてが1点であります。

これを拝見しますと、平成28年3月25日に有価証券1億円を購入しています。購入に当たっては当時いろいろ説明はあったと思いますが、いま一度、この内容とその運用状況をお伺いいたします。

それからもう一つ、この基金でございますが、405ページの高額療養費資金貸付基金についてであります。

1件だけ償還されていない本基金があるということで、ここについては、平成27年の9月定例会でこの内容をお聞きしました。このときは、保証人もついている、こういうことで、今後は通知をしながら督促したい、こういう答弁でありました。その後の交渉した経緯と現在の状況を伺います。またあわせて、今後の対応もお尋ねいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、会計管理者。

●会計管理者（佐々木善博君） それでは、有価証券1億円の内容と運用状況についてお答えをいたします。

この1億円は、財政調整基金運用の一環として購入したものでございます。購入した銘柄は全国型市場公募地方債であり、秋田県平成27年度第1回公募公債というものでございます。発行者は秋田県、発行総額は100億円、利率は0.12%で募集されたものでございます。

この全国型市場公募地方債とは地方債の一種でありまして、資金調達の安定化を目的として地方公共団体が銀行や証券会社などを通して募集を募る債券のことでございます。平成28年3月において、34の都道府県、20の政令指定都市が発行してございます。この債券を秋田県が初めて発行するというようなことで、にかほ市でもぜひ協力したいという思いがありまして、基金の管理者であります財政課と協議を行いまして1億円を10年間で運用することになったものでございます。

次に運用状況ですけれども、平成28年度中には1億円の0.12%の利息でありますので12万円の運用益をあげているところでございます。以上です。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤隆君） それでは、私の方から高額療養費資金貸付基金についてお答えいたします。

貸付未償還金4万3,000円ですが、これは平成10年度に1名に15万8,000円を貸し付けしたものです。平成20年度までに貸付金の7割に当たる11万5,000円を償還していただいておりますが、以後連絡がとれない状況となっていることから償還されていないものです。平成27年9月に借受人に督促状を通知したところ、居所不明で通知が返戻となっております。そのため、保証人に対して借受人の居所についての情報提供依頼の通知を送付したところ、通知自体は戻ってきておりませんので保証人に届いているはずですが、返事や電話連絡等はありませんでした。その後、保証人には平成28年9月にも同様の通知を送りましたが、いまだに連絡がとれない状況となっております。

今後の対応ですが、借受人に対しては定期的に居住地の異動がないか戸籍の付票等で確認しながら、住所が確認でき次第、償還を促す通知を送付したり、また、保証人に対しても、これまでと同様に借受人の情報提供依頼の通知を送付しながら、貸付金の償還に結びつくようにしていきたいと考えております。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員が着席しておりますので、お知らせします。

14番鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） この財政調整基金のこの運用であります。これ、地方財政法に基づいてのこの運用だというふうに理解するわけでありまして。本市の場合もこの財政調整基金条例がありますので、これに基づいての運用ということで、決算書を見ますと四十何万何がしの利息が入ってい

るわけですから、いいというふうに思うんですが、しからばこの運用に当たって何か制限というものがあのかどうか、あるいはどういう制限があるのか、これ1点だけお尋ねしたいと思います。

それから、高額療養費資金の件であります、今話を聞きますと通知してもなかなか届いていないかどうかもはっきり確認できないような、こういうふうな状況のようではありますが、平成27年9月の回答には、できるだけその交渉に当たって回収したいと、償還をお願いしたいというふうな話でありました。この平成28年度、この決算書を見ますと、やはり今年、平成28年度、この利息として130円入っています。これ私の見方が違えば訂正していただきたいんですが、これちょっと前まで調べてみましたら、平成24年に1,179円入ってます。それから、平成25年に1,184円。平成26年に1,196円。で、平成27年に1,188円。そして、平成28年度は130円入ってます。そうすればこれ、相手と交渉してないにもかかわらず利息が入っているというこのことについて説明をお願いしたいということが一つです。

それから、貸付の内容については今お話ありましたから分かりますが、もうだいぶこう経過しています。したがって、これそろそろこう償却というんでしょうか、何かそういうものがないのかどうか、そのあたりもちょっと説明をお願いしたい。基金でありますから普通のものとはまた違う意味があると思うんですが、だいぶ年数もたっておりますので、そういった償却というんですか、こういったことの考えがないのかどうか、あるいは、この件について監査委員から何かこう指摘があるのかどうか、その辺まで含めてひとつお尋ねします。

●議長（菊地衛君） 会計管理者。

●会計管理者（佐々木善博君） 制限がないかということでございますけども、御存じのとおり、にかほ市財政調整基金条例によりましては、にかほ市の財政の健全な運営を図るためこれを設置するというふうになってございます。

それで、平成28年3月にまず1億円を購入しておるわけですが、なぜ1億円かということでお話ししますと、一般会計では、年度の後半なんですけども歳計現金がかなり不足する状況となつてございます。そのために、この財政調整基金から繰り替え運用をしましてその現金不足を補っていることから、平成28年度においては1億円の購入というふうになっております。ちなみに平成27年度につきましては、財政調整基金の残高は24億317万円でございますけれども、そのうち平成27年度は20億円の繰り替え運用を行っておりますので、1億円しか買えなかったというか、制限はございませんけれどもそういう形になってございます。以上です。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤隆君） 償還金の利息の130円という件ですけども、これは基金の貸付ですので利息とは関係ありません。

それから、償却について考えているかということですけども、この件については時効が10年ということで、まだ到達しておりません。仮に時効が到達したとしても、時効の援用がなされなければ債券は消滅しないということですので、今のところ償却等も考えておりません。

それから、監査委員等からの指摘もありません。

●議長（菊地衛君） これで議案第64号についての質疑を終わります。

次に、議案第65号平成28年度にかほ市国民健康保検事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についてから議案第77号平成29年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についてまで13件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第65号から議案第77号まで13件の質疑を終わります。

次に、議案第78号工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。14番鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 議案第78号でございますが、工事の請負契約の締結についてであります。

このことについて市政報告でも話はありましたし、さきの議案説明でも話はあったわけですが、旧清掃センター解体工事にかかわるこの入札については、一時中止になった、こういうふうにホームページに掲げられておりました。その後、平成29年7月6日ってありますが、私これ間違いまして25日ですので訂正願いたいんですが、ここで競争入札が公告をされているわけでありまして。この本工事の契約に係るまでの一連のこの経緯を、いま一度お尋ねいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤隆君） 工事請負契約締結について一連の経緯を御説明いたします。

入札に当たっては、当初、同等規模以上の一般廃棄物処理施設の解体工事実績のある業者を公募して、資格審査実施後、合格者は市内建設業者と組んで共同企業体として入札参加する公募型指名競争入札としました。入札参加資格としては、経営事項審査とび・土工の総合評点800点以上、一般廃棄物処理施設の解体工事実績2件以上といった要件を付して、7月6日に公告し、7月12日までの資格審査申請書類の提出期限としたところ、日本国土開発株式会社東北支店1社から申請がありました。7月13日に指名審査調整会議を開催し、この申請について審査した結果、同社は参加資格を満たしており資格審査は合格としましたが、事前の予定価格公表で1社だけの指名競争入札は競争性を欠くことから、7月14日に入札中止としております。そこで、一定の条件を満たす複数の業者が自由に入札できる一般競争入札に切り替え、かつ市内建設業者土木Aの業者と共同企業体によることを条件とする条件つき一般競争入札として、同時に設計内容を精査した上で入札をやり直すことにしました。その後は、先日の補足説明で申し上げましたとおり7月25日に入札公告をして、複数の業者から参加申し込みがあることを期待したのですが、結果的に日本国土開発・三共特定建設工事共同企業体1社から申し込みがあって、8月25日に入札に付した結果、消費税込み2億9,095万2,000円で落札したという経緯になっております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 当初の計画から見ると少し遅れているのかなというようにこう拝見するんですが、完工に——完工は確か来年の3月だと思いましたが、この完工予定には変更はないわけですね。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤隆君） 工期については予定どおり3月ということでしております。

●議長（菊地衛君） これで議案第78号についての質疑を終わります。

次に、議案第79号工事請負変更契約の締結についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。13番伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 工事請負変更契約の締結について質疑いたします。

一つ目、児童生徒数は何人増加になるのか。また、増加に伴う学級編成はどのようにする見込みなのか伺います。

二つ目、経年劣化箇所や配管腐食などの工事が増えたことによる増加や外壁補修施工箇所の減少など、当初からの変更箇所が多く見られます。設計との大きな差異であると思いますが、なぜ当初の設計に入れていなかったのですか。事前の調査はされなかったのですか。

三つ目です。市長は「統合する際には、象潟小学校の校舎の改修工事などを行いまして、子どもたちが快適に学習できる教育環境を整えていきたいと考えております。」と説明されました。教室の壁掛け扇風機、図書室への空調設備は当初の工事で見込むべきであったと思いますが、入っていない理由は何ですか。なぜ今回の変更計画に計上しなかったのか、その理由を伺います。

四つ目です。校長室の床工事（タイルカーペット設置）を当初計画から変更しようとする理由は何か伺います。以上です。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育次長。

●教育次長（浅利均君） それでは、伊東温子議員の質問にお答えいたします。

はじめに、児童数は何人増加となるのか、また、増加に伴い学級編成はどのようにする見込みなのか伺いますという質問でございますけれども、象潟・上郷・上浜3小学校の平成30年4月での統合時の見込み児童数ですけれども、平成28年4月時点では421人でしたけれども、平成29年4月時点では転入などにより426人となっております。5人増加しておるわけです。平成30年度の学級編成、クラス数ですけれども、こちらの方は、平成28年4月時点では1年生から4年生までは2クラス、5年生・6年生が3クラスと想定しておりました。これが平成29年4月時点では、2年生の児童が3人増加したことにより、2クラスから3クラスに増加する見込みとなっております。また、平成31年度につきましても、1年生が3クラスになる見込みであります。

二つ目の質問になります。工事の変更箇所ですけれども、なぜ当初設計に入れていなかったのか、また、調査はどのようにされたのかという質問でございます。

まず、こちらの方ですけども、事前調査は設計委託業者による目視確認等により実施しております。ただし、このたびの追加補修箇所の給水配管やガス管の補修箇所は、床下配管や土間配管されている部分であって、校舎内の床を撤去しなければ見つけることのできなかつた部分でありました。そうしたことから、今回変更で追加したいというものでございます。

また、外壁補修箇所につきましては、足場をかけ外壁の塗装を削ってコンクリートの壁面を調査しなければ、クラック等の正確な追加補修箇所が把握できないものでありました。一方、目視確認では塗装表面に亀裂が見つかったけれども、実際塗装を削って見たらコンクリート壁外にはクラックがなかったというような場合もございまして、設計との間に差異が生じたものであります。

三つ目であります。教室の壁掛け扇風機、図書室の空調設備は当初の工事で行うべきではなかつ

たか、なぜ今回変更となったのかとの御質問でございます。

こちらの方は、実施設計に入る前に、教育委員会では改修が必要な箇所をリストアップしまして学校に示しております。そして学校からは、その必要性を考えてもらった上で新たな改修箇所のリストアップをいただいております。教育委員会と学校双方協議して決定したものを、最終の改修箇所として設計に反映をいたしております。教室の壁掛け扇風機と図書室の空調設備の追加工事は、工事が進む中で学校側から追加要望として出てきたものであります。これは、子どもたちが快適に学習できる教育環境を整えたいとの思いから、追加変更をしたいというものでございます。

続きまして4番目でございます。校長室の床工事（タイルカーペット設置）を当初計画から変更しようとする理由についてでございます。

当初設計では、校長室の改修は天井の張り替え、照明器具のLED照明の取り替えを計画しております。

質問の追加工事、タイルカーペットの設置ですが、これは学校側から、校長室は日当たりが余りよくなくて不衛生になりがちだということでカーペットクリーニングを毎年のように行っていたことから、追加要望として出てきたものであります。

以上、これで説明を終わります。よろしくお願いいたします。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 一つ目の質疑なんですけども、それで平成29年の4月時点で5名転入になるということが分かったということで、計画には盛り込めなかったということでよろしいでしょうか。

それから、二つ目の質疑なんですけども、北校舎は築40年になります。それ、あの学校を検討していくにはまだ20年あるという計画になっておりますけれども、今この工事が出て、これだけのものが出てきたということで、今後調査され——安全のために今後調査しなければならない箇所が出てきてますか。それから、またそういう安全確保のための計画、そういうものはありますか。そのことについてと。

4番目の質疑についてですけども、これ面積増となっておりますけども、単に校長室の床の部分の面積が増になったということでよろしいのでしょうか。

●議長（菊地衛君） 教育次長。

●教育次長（浅利均君） それではお答えします。

一番最初、5名が増加しておりますということで、転入者が増えておりますということで、こちら平成28年度、平成29年度と見込みを出しておるわけなんですけれども、転入転出についてはその都度毎年変わるわけですし、平成29年度4月時点で調査しましたところ5名の増ということが分かったものですから、それで盛り込めていなかったということでございます。よろしいでしょうか。

2番目ですけれども、北校舎ですが築40年たっているということで、まだ例えば20年あります。今後、安全箇所等計画——安全の工事の計画等がありますかということでもあります。

確かに40年経過しておりますので、今回の大規模の改修でそういったところについて十分検討してまいりました。そうしたことで、今回の追加も含めて実際掘り起こし、いわゆる床を剥いでみなければいけない、分からなかったというふうな部分がありまして、南校舎棟の30年経過している

部分から比べますと傷みの方が多くなっておりまして、今回、大規模改修の方では北の方に追加工事の方させてもらってございます。安全の計画そのものについては、特に入れてはございません。

それから、校長室ですけれども、校長室の床ですが、校長室の床36.6平米ということでございます。こちらの方は、この部分のタイルカーペットの部分の面積分ということでよろしい、そういうことでございます。以上です。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 校舎の劣化、腐食、こういう状況の中で、今回の計画に盛り込まれなかった工事等が発生——これからも発生する可能性はあると思うんですけれども、もしそうした工事が、——やらなければならない工事が出てきた場合にどのように対処されていくつもりであるか、お聞きします。

●議長（菊地衛君） 教育次長。

●教育次長（浅利均君） 現在いろいろな形でもってできることについては、できる限り対応してまいったつもりでございますので、実際に例えばコンクリート内部、木内部の立て付けの内部の中に発生しております劣化については、恐らくその都度対処しなければならない場面が出てくると思われれます。そうした意味では現場に確認をいたしまして、それにふさわしい、それに見合った工事をその都度まず適切に行っていかなければならないというふうに考えております。以上です。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 今回の改修でも屋根のシート防水なんかあるわけですよ。こういうやつは耐用年数ありますから、校舎がこれからももつという場合は、そういうものはやっぱり当然張り替えをしていくという、こういうのは出てきます。

●議長（菊地衛君） これで議案第79号についての質疑を終わります。

次に、議案第80号財産の処分について及び議案第81号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についての2件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第80号及び議案第81号の質疑を終わります。

日程第25、一般会計決算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第64号の審査のため、議長を除く17人をもって構成する一般会計決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

日程第26、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第73号及び議案第81号の審査のため、議長を除く17人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計決算特別委員長及び一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年長議員から司会をお願いします。10番佐々木弘志議員。

しばらく休憩します。

午前10時33分 休 憩

.....

一般会計決算特別委員会会議録

出席委員（17名）

2番	渡部	幸悦	3番	佐々木	雄太
4番	佐々木	春男	5番	奥山	収三
6番	伊藤	知	7番	伊藤	竹文
8番	飯尾	明芳	10番	佐々木	弘志
11番	佐々木	平嗣	12番	小川	正文
13番	伊東	温子	14番	鈴木	敏男
15番	佐々木	正明	16番	宮崎	信一
17番	加藤	照美	18番	佐藤	元
19番	佐藤	文昭			

.....

欠席委員（なし）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	藤谷博之	班長兼副主幹	加藤潤
主事	土井絵里香		

.....

説明員

市長	横山忠長	副市長	須田正彦
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正春
財務部長	佐藤次博	市民福祉部長	齋藤隆
農林水産建設部長	佐藤均	商工観光部長 (地方創生政策監)	佐藤克之
教育次長	浅利均	ガス水道局長	小松幸一
消防長・消防署長	本間徳之	会計管理者	佐々木善博

総務部総務課長	佐藤喜仁	企画課長	佐々木俊哉
財政課長	佐々木俊孝	会計課長	加藤淳子
市民課長	須田美奈	生活環境課長	佐藤正穂
教育総務課長	池田昭一	学校教育課長	木谷玲子

.....

午前10時34分 開 会

●年長委員（佐々木弘志君） にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計決算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することいたします。

ただいま出席している委員は17人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計決算特別委員会を開会します。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計決算特別委員会委員長に15番佐々木正明委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、11番佐々木平嗣委員を推薦します。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員（佐々木弘志君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には15番佐々木正明委員を、副委員長には11番佐々木平嗣委員が決定しました。

15番佐々木正明委員、11番佐々木平嗣委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

これをもちまして私の職務を終わります。

暫時休憩します。

午前10時36分 休 憩

午前10時37分 再 開

【一般会計決算特別委員長（佐々木正明君）が議事をとる】

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま委員長に指名されました佐々木です。

一般会計決算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計決算特別小委員会に改め、一般会計決算特別委員会に付託予定の議案第64号を、それぞれの一般会計決算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで一般会計決算特別委員会を散会します。

午前10時38分 散 会

.....

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（17名）

2番	渡部	幸悦	3番	佐々木	雄太
4番	佐々木	春男	5番	奥山	収三
6番	伊藤	知	7番	伊藤	竹文
8番	飯尾	明芳	10番	佐々木	弘志
11番	佐々木	平嗣	12番	小川	正文
13番	伊東	温子	14番	鈴木	敏男
15番	佐々木	正明	16番	宮崎	信一
17番	加藤	照美	18番	佐藤	元
19番	佐藤	文昭			

.....

欠席委員（なし）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	藤谷博之	班長兼副主幹	加藤潤
主事	土井絵里香		

.....

説明員

市長	横山忠長	副市長	須田正彦
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正春
財務部長	佐藤次博	市民福祉部長	齋藤隆
農林水産建設部長	佐藤均	商工観光部長 (地方創生政策監)	佐藤克之
教育次長	浅利均	ガス水道局長	小松幸一
消防長・消防署長	本間徳之	会計管理者	佐々木善博

総務部総務課長	佐藤喜仁	企画課長	佐々木俊哉
財政課長	佐々木俊孝	会計課長	加藤淳子
市民課長	須田美奈	生活環境課長	佐藤正穂
教育総務課長	池田昭一	学校教育課長	木谷玲子

.....

午前10時39分 開 会

●年長委員（佐々木弘志君） にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することにいたします。

ただいま出席している委員は17人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会します。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に15番佐々木正明委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、3番佐々木雄太委員を推薦します。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員（佐々木弘志君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には15番佐々木正明委員、副委員長には3番佐々木雄太委員が決定しました。

15番佐々木正明委員、3番佐々木雄太委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

以上をもちまして私の職務を終了します。

暫時休憩します。

午前10時40分 休 憩

午前10時41分 再 開

【一般会計予算特別委員長（佐々木正明君）が議事をとる】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長に指名されました佐々木です。

一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第73号及び議案第81号を、それぞれの一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。

午前10時42分 散 会

.....

午前10時43分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第27、議案及び陳情の付託を議題といたします。

ただいま議題となっている議案第59号及び議案第61号から議案第81号までの22件は、配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計決算特別委員会並びに一般会計予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

次に、陳情第7号については、お手元に配付した陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時45分 散 会
